



| | |
|------------------|---|
| Title | 「淑女から人間へ」 —イギリスにおける女性の権利拡大運動の思想的前提— (2・完) |
| Author(s) | 中村, 敏子; NAKAMURA, Toshiko |
| Citation | 北大法学論集, 38(4), 153-188 |
| Issue Date | 1988-03-30 |
| Doc URL | https://hdl.handle.net/2115/16586 |
| Type | departmental bulletin paper |
| File Information | 38(4)_p153-188.pdf |



淑女から人間へ

——イギリスにおける女性の
権利拡大運動の思想的前提——（二・完）

目次

- はじめに
- 第一章 社会変動と女性の役割の変化
- 第二章 権利拡大運動における二つの流れ
- 第一節 独身女性の権利拡大
- 第二節 既婚女性の権利拡大
- 第三章 運動の理念とリーダーたち
- 第四章 J・S・ミルと『女性の隷従』（以上三八巻二号）

中
村
敏
子

第五章 女性参政権協会全国連合

第六章 女性社会政治同盟

第七章 結論(以上本号)

第五章 女性参政権協会全国連合

前章で女性の権利拡大運動の理論的支柱として紹介したJ・S・ミルは、その行動においても運動をリードした。その後約半世紀にわたるイギリスの女性参政権運動は、一八六六年にミルが提出した国会への請願をその嚆矢とする。その前年にミルは議員に立候補したが、その際発表した政策の中に女性参政権の主張をもちこみ、それを政治的争点とする口火を切った。ミルの提起により触発されたケンジントン協会(Kensington Society)の女性たち⁽¹⁾が、性別にかかわらず財産資格により参政権を要求する請願書を起草し、それは一四九九名の女性の署名と共にミル及びヘンリー・フォーセット(Henry Fawcett)によって国会に提出された⁽²⁾。

当時は再び選挙法改正の運動が大きな高まりをみせており、反穀物法同盟の指導者として活躍したジョン・ブライト(John Bright)も都市労働者の選挙権獲得のためにバーミンガム、マ

ンチェスター、エジンバラ、ブラッドフォードなどの都市で熱心な活動を展開していた⁽³⁾。こうした潮流の中で提出された請願は実を結ばずに終わつたが、そのために作られた各地の委員会は、それ以後女性参政権のために活動する地方委員会として引継がれることになった。そして、一八六七年十一月にロンドン、マンチェスター、エジンバラの協会が合同して、「女性参政権国民協会(National Society for Women's Suffrage, 以下NSWSと略す)」という連合体を作った。プリストル及びバーミンガムの協会も翌年そこに加わることになった⁽⁴⁾。

ジョン・ブライト自身は女性参政権に反対していたが、NSWSには反穀物法同盟で活動したメンパーやその関係者が数多く含まれていた。ジョンの弟であるジェイコブ・ブライト、ウルスラ・ブライト夫妻⁽⁵⁾(Jacob & Ursula Bright)、コブデン(Richard Cobden)とその娘たち、その他当時のマンチェスター急進派と呼ばれた人々とその家族の名が指導者の中に見える。NSWSの活動は反穀物法同盟での経験を引継いでい

た。⁽⁶⁾ここでの目標は、財産資格にもとづく独身女性及び夫を亡くした女性の参政権獲得であった。⁽⁷⁾第一次選挙法改正により参政権を獲得し、穀物法の撤廃で実権を握りつつあった中流階級の男性の後を追って、中流階級の女性も平等な市民権を要求したのである。

NSWSの活動を指揮したのは、マンチェスター協会の書記をつとめていたリディア・ベッカー (Lydia Becker)⁽⁸⁾である。彼女は、中流階級の女性も上流階級の最高の地位にある淑女や労働者階級の工場労働者の女性と同じように、独立した人間となり、男性と平等な立場に立つことを望んだ。当時の女性の従属状態を端的に表わしていた婚姻関係について彼女は次のように述べる。「夫が妻に対する権威をもつべきだとする考えが、全ての社会悪の根源です。夫と妻は協調し、互いに平等であるべきです。相互に奉仕し、献身することが必要ですが、それは厳密に言って、相互的で共通のものでなければなりません。幸福な結婚においては、『従属』とか『優越』などという問題はありえないのです」⁽⁹⁾。

彼女は幼い時から反穀物法同盟の運動に関わっていたが、その体験はNSWSの運動にも反映された。彼女は反穀物法同盟の戦術を踏襲し、小冊子やビラを配布するプロパガンダ活動、

又、巡回講演会及び屋内集会の開催などの教育活動、そして議員候補者に対する要請行動また議会への署名請願活動などを行った。それと平行して、選挙法に関する議員提出法案や改正選挙法に、女性参政権が含まれるよう働きかけも行なった。

こうして一八七〇年代には、ほとんど毎年のように国会において女性参政権の審議がなされるようになった。NSWSの活動は、一八八四年の改正選挙に対する自由党のウッドール (W. Woodall) による修正案に関する働きかけにおいて頂点に達した。一八六九年に地方自治体の選挙に独身女性の参加が認められたが、その結果は満足すべきものであり、女性参政権をめぐる状況は決して悪いものではなかった。又、ウッドール修正案は比較的少数の女性に参政権を与えることをめざしていたため、現状への脅威と考えられることもなかった。それにもかかわらず、同修正案はグラッドストーン首相 (W.E. Gladstone) の強い反対にあい、否決されてしまった。⁽¹⁰⁾そして、一八八四年の選挙法改正以後NSWSの活動は徐々に衰えていくことになった。

一八八三年に政党の有給運動員を禁止する法律⁽¹¹⁾が成立すると、各党は女性を無給の運動員として組織し、党活動に動員するようになっていった。それにより参政権運動で活動していた

女性は党活動に専念するようになり、参政権運動弱体化の一因となった。当時、女性参政権の問題は直接政党がとりあげるべき争点だとは考えられておらず、運動する側も特定の政党と結びつくべきではないと考えていた。こうした状況において、N S W S は一八八八年に政党活動をしている人々のメンバーシップを認めるか否かをめぐって分裂した。更に一八九〇年には強力な指導者だったベッカーが死亡し、N S W S の活動は次第に衰退していくことになった。そして、一八九七年に全国的組織の新たな成立をみるまで、女性参政権運動はどん底の時代となったのである。

一八八八年の分裂後、ロンドンのN S W S は、中央委員会 (Central Committee of the N S W S) と国民協会本部 (Central N S W S) とにわかれて活動していたが、一八九五年の総選挙を控え、ロンドンの両組織とマンチェスター国民協会は協力して活動することに合意した。この協力関係が円滑にすすんだため、三協会は共同委員会を設立し、議会に対して女性参政権法案の推進を働きかけることにした。まもなくエジンバラ、プリストルそして西イグランド協会もその活動に加わった。このような経緯をへたうえで、運動を統一し、生産的なものにするために、一八九七年に「女性参政権協会全国連合」(The National Union

of Women's Suffrage Societies, 以下N U W S S と略す) が設立された。その目標は「男性に与えられている、又は与えられるであろうと同様の資格において女性の国政参政権を獲得すること」⁽¹²⁾に定められた。

N U W S S の会長に就任したのは、以後女性参政権が獲得されるまで運動の中心的存在として活躍することになるミリセント・G・フォーセット (Millicent Garret Fawcett) であった。彼女は一八四七年に上層中流階級の家庭に生まれた。父は断固たるフェミニストで、五人の娘たちはそれぞれ皆、女性の権利拡大運動の先頭にたった女性たちである。⁽¹³⁾このような家庭環境は彼女を女性の権利拡大運動へと駆りたてるのに充分であったが、更に一八六七年にケンブリッジ大学の教授で自由党の国会議員でもあったヘンリー・フォーセットと結婚したことも加わり、彼女は参政権をはじめとする女性の運動に長く関わることになった。

彼女にとり女性参政権は一九世紀を通じて達成されてきた様々な改革につらなるものであり、そうした変革の結果として当然獲得されるべきものであった。この考えは、基本的にはJ・S・ミルや夫の信奉する自由主義にもとづいていた。しかし、一八六〇年代の女性たちが自らの権利を求める際に強調した

「個 (Individuality)」の主張は、職業や教育の権利、又、婚姻関係における諸権利や地方政治における権利が徐々に達成され、諸方面に女性が進出するという経験をへた今、影を潜めることになった。女性たちはそのように積上げられた改革の結果にもとづき、国政参政権を主張したのである。一九世紀前半の激しい改革運動をへて、中流階級の男性は次第に自らの権利を獲得し、政治的、社会的支配層の中に確固たる地位を築いてきたが、そうした状況を見近に見た女性たちは、性別ゆえにそうした諸権利を拒否されることを不当だと感じたのである。女性参政権運動は、中流男性に続いて中流女性が要求した政治的、社会的認知を求める運動だったといえるだろう。

こうした運動の性格は、NUWSSの指導者たちの構成をみることでも明らかとなる。彼女たちはおおむね中流階級出身の中年女性で、非国教徒であるか、国教徒であつても福音主義者であつた。そして、全員が何らかの形で議会とつながりをもつ支配者層の家庭の出身であつた。彼女たちは長く女性の諸権利をめぐる運動及び女性参政権運動に関わり活動した経験の持ち主だった。そして、様々な改革の後に中流階級の男性が獲得した地位を自分たちにも当然のこととして要求した。それはまず男性と同様の「個」を主張するところから出発したが、この頃に

は初期のフェミニストのように女性に与えられた当然の義務——家庭における妻や母、更には淑女という役割——を拒否したうえで、自らの個性を主張する必要はなくなっていた。一九世紀後半を通じて獲得された諸権利により、彼女たちの個性に対しては様々な可能性が開かれていたので、彼女たちは使用人を使つて家事を監督し、リスpekティブな妻や母という役割を演じながら社会的活動に携わり、個性を発達させる機会をもつことができたのである。フォーセットはまさにこうした女性の姿を代表していた。彼女は盲目の夫を助けながら著作活動を行ない、さまざまな運動において活躍した。

NUWSSの活動は、基本的にNSWSの路線を継承していた。それに加え、フォーセットらリーダーたちのもつていた自由主義及び自由党への信頼と、支配者層の身内であるという意識が、政党や議会に対する攻撃的戦術の選択をためらわせた。彼女たちはそれまでの運動において地道な合法的戦術が効果をあげたことをふまえ、参政権も同様の運動により獲得できると考えていたのである。そして、議員法案の推進、議員との定期的会談と彼らへの働きかけ、そして請願活動などを行なった。彼女たちは既存の政治システム内での改革をめざしたのである。しかし、一八八四年の選挙法改正後に政治的改革的気運が

次第に衰えると共に、女性参政権への熱意も失われていき、一八九七年から一九〇三年にかけては議会において女性参政権関連の審議は一度も行なわれないう状況になった⁽¹⁵⁾。この時期のNUWSSは組織としても弱体で、連合体ではあつたが地方組織の独立性がかなり強く、中央委員会の任期も一定していなかった。

しかし、一九〇三年から一九〇六年にかけて、NUWSSは次第にその指導力を強め、全国的規模の圧力団体としてのまつまりをもつようになった。これに加え、一九〇三年に設立された「女性社会政治同盟 (Women's Social and Political Union, 以下WSPUと略す)」の活動が刺激となり、これまでの戦術に加えて、デモ行進や選挙区毎に選出議員に働きかける活動などが行なわれるようになった。そして、一九〇七年には新しい憲章を採択し、中央の執行委員会などの組織を整備した上で、独自の事務所とスタッフ及び機関紙をもつようになった⁽¹⁶⁾。

その後もこうした活動は一貫して続けられるが、その主な目的は、大衆に女性参政権の意義をひろめ、世論の力で議会に法案提出のための圧力をかけようとしたものであつた。こうした活動の政治的効果は大きくはなかつたが、NUWSSは女性参政権が獲得されるまで、合法的手段による運動をたゆみなく続

けた。それゆえ、NUWSSの運動の意義は、その持続性に見出される。彼女たちは自由党政権とWSPUの対決の消長の中で、常に女性参政権の目的を掲げ続け、第一次大戦中から戦後にかけて選挙法改正が日程にのぼるようになると、すかさず女性参政権がそこに含まれるよう働きかけることを怠らなかつた。

しかし、その活動を支える理念は、その頃にはかなり変化したものとなつていた。前述したように、NSWSの発足当時、女性たちは参政権を個人が当然持つべき諸権利の頂点にたつものとしてとらえていた。それは一九世紀自由主義を基礎としており、自分の運命は自分で決まることができるといふ信念にとづいていた。彼女たちは女性という立場よりも人間としての普遍性を強調した。NUWSSの発足の頃になると、そうした普遍性はあえて主張はされず、女性であることを認めつつ参政権をもつのは当然であると主張された。しかし、ブーア戦争以来の帝国主義の風潮のなかで、人的資源としての子供への関心が高まり、それにもなつて育児の担い手たる母の再評価が国家的見地から行なわれるようになった。国民の母となることが女性の義務であると主張され、その価値が強調されたのである。女性に対しては再び家庭において未来の立派な国民を育てる役

割が強調された⁽¹⁷⁾。こうした変化に伴い、NUWSSも大戦前にはその主張を変え、女性は母という独自の役割を果たしているがゆえに、その声を政治に反映させるための参政権が必要であると論じるようになった⁽¹⁸⁾。一九一二年にNUWSSは長年にわたる自由党への期待を捨てて、労働党支持に方針を変更し⁽¹⁹⁾、労働者階級にも支持をひろげていった。一九一三年以後NUWSSは労働者女性の支持を得るため、女性は妻、母、そして労働者としての自らの利益を守るために選挙権を必要とするのだという議論を展開した。この議論は、女性と男性の平等の主張によつて家庭における男性の役割を脅かすということもなく、女性が家庭における役割を放棄するつもりもないことを示唆していたため、男性労働者にとつても是認し易いものであった。このように女性の家庭における役割を強調する現状肯定的な議論は、選挙法見直しの過程において、女性参政権を一般に受入れ易いものにしたのである。

(1) バーバラ・L・ボディショール、エミリー・デイビス (Emily Davis)、ジェシー・ブシエール (Jessie Boucher-ett) の三人である。彼女たちは既婚女性財産法の成立を目標として活動していたが、それが離婚法の中にもりこま

れてしまうと方向を転じ、ガヴァネスの中流女性を救う活動に力を尽していた。詳しくは、西村貞枝「ヴィクトリア時代のフェミニズムの一考察」(『史林』五六巻二号、一九七三) 参照。

(2) ミルはこの請願の国会提出を引受ける条件として、百名の署名を集めることを提示したのであった。Jacquie Matthews, "Barbara Bodichon: Integrity in Diversity," in Dale Spender (ed.), *Feminist Theorists*, (London, 1983), pp. 108.

(3) Asa Briggs, *Victorian People*, (New York, 1963), pp. 220-221.

(4) 女性が参政権資格を争った訴訟も、この協会により行なわれたものである。第二章注8参照。

(5) ジョン・プライトは政治的には急進派であつたけれども、女性や結婚に関しては保守的であつた。彼は女性の居場所が家庭にあると信じており、参政権を得ることで女性がその役割をないがしろにするだろうと考えていた。そして、ミルの『女性の隷従』を有害な影響を与えると書物であると考え、議員として女性参政権法案に對し、くり返し反対票を投じた。又、彼は女性参政権が牧師の

- 影響力を増大させることを恐れていた。それに対しジェイコブは、女性運動の議会における代弁者として重要な役割を担った。マンチェスター協会発足のもととなる集会において議長をつとめ、独身女性の地方自治体への参加のためにも尽力した。又、妻のウルストラと共に既婚女性の財産権獲得のためにも精神的に活動した。彼らの姉妹であるプリシラ (Priscilla McLaren) 及びマーガレット (Margaret Lucas) も女性参政権運動の活動家であった。彼女たちは性病法 (The Contagious Diseases Acts) の撤廃にも関わった。詳しくは Olive Banks, *The Biographical Dictionary of British Feminists*, Vol. 1: 1800-1900, (Brighton, 1985), Jacob Bright 及び Ursula Bright の項参照。
- (6) Constance Rover, *Women's Suffrage and Party Politics in Britain 1866-1914*, (London, 1967), pp. 61.
- (7) 当時の選挙権は財産所有をその要件としていたが、既婚女性は財産を所有できなかったため、こうした目標が掲げられるのは当然のことであった。
- (8) 一八二七—一八九〇年。彼女はその他にも既婚女性の財産権や性病法への反対運動などび活動した。又、知識人として、女性のための文学クラブを作ったり、学務委員となって女子教育の内容の平等化にも力を尽した。Rover, op. cit., pp. 57; Banks, op. cit., Becker の項参照。
- (9) Andrew Rosen, *Rise Up Women!*, (London, 1974), pp. 8; Leslie P. Hume, *The National Union of Women's Suffrage Societies 1897-1914*, (New York, 1982), pp. 2.
- (10) グラットストンは、議会に提出した改正選挙法案は既に成立可能な最大の要件を含んでおり、これ以上の拡大は法案の成立そのものを危うくするという理由により反対した。しかし、彼は一般的に女性参政権に関して同情的ではなかった。これは彼の女性観から出ているようである。彼は、女性の参政権に対する無関心や既婚女性がそこから排除されていることだけではなく、女性参政権が女性の社会的機能全体に基本的変化を及ぼすことをあげて、女性参政権に反対している。自由党において、指導者は反対、下部は賛成という構図が彼以後明白になる。Rosen, op. cit., pp. 10-11.
- (11) The Corrupt Practices Act.

- (12) Hume, op. cit., pp. 7.
- (13) 一番めのルイザ (Louisa) も女性参政権の熱心な活動家であり、二番めの娘エリザベスはイギリスで女性として最初に医師の資格をとったエリザベス・G・アンダーソン (Elizabeth G. Anderson) である。三番めのアリス (Alice) は地方自治体の行政に参加した最初の女性のうちの一人である。五番めのアグネス (Agnes) はイギリスにおける室内装飾家のパイオニアとなった。Hume, op. cit., pp. 8, footnote.
- (14) Ibid. pp. 12. 一九世紀前半の改革運動を担った中流男性の特徴との類似がみてとれる。
- (15) 当時の主な争点としては、アイルランド自治問題やブーア戦争という問題が存在した。
- (16) 詳しい内容については Hume, op. cit., pp. 32-33.
- (17) この経過については Anna Davin, "Imperialism and Motherhood" in *History Workshop*, No. 5, (Oxford, 1978); Jane Lewis, *Women in England 1870-1950*, (Brighton, 1986), pp. 81-97 に詳しい。
- (18) Hume, op. cit., pp. 194-195.
- (19) 公式には NUWSS は政党に関して中立政策をとって

いたが、その信条やメンバーの構成からみて、自由党に女性参政権実現の期待をかけていたことは否定できない。しかし、彼女たちは自由党の調停委員会法案に対する扱い(後述)に失望し、「女性参政権に対して中立又は反対の党の女性参政権支持者よりも、賛成の党の支持者の方がよりよい友人である。」(Hume, op. cit., pp. 145) として、自由党の女性参政権反対者の選挙区において、労働党の支持者を支援する方針をうち出した。これにより自由党政権は危険にさらされ、アイルランド自治も可能性を失うことになるため、自由党とアイルランド国民党は女性参政権に関する政策で妥協するだろうと予測したのである。Hume, op. cit., pp. 144-148.

第六章 女性社会政治同盟

前章で述べたマンチェスター国民協会の代表的活動家に弁護士のリチャード・パンクハースト (Richard Pankhurst) がいた。彼は設立当初からマンチェスター国民協会で活躍していたが、一八七四年に女性参政権を求める議員提出法案が既婚女性を排除している点に反対してベッカーと対立し、翌年同協会を

脱退した。彼は一八七九年にエミリン・グールドン (Emmiline Goulden)⁽²⁾と結婚し、夫妻で女性の権利をめぐる様々な運動に関わることになった。⁽³⁾夫妻はなかでも女性が政策形成や党活動の主要な部分で重要な役割を果たしうる独立労働党 (Independent Labour Party, 以下 I L P と略す) にひきつけられるようになり、一八九四年には揃ってそのメンバーとなった。⁽⁵⁾そして同年、エミリンは I L P の候補者としてマンチェスター地区の救貧委員 (Chorlton Board of Poor Law Guardian) に選ばれ、活動することになった。⁽⁶⁾

一八九八年にリチャードが死去すると、エミリンは四人の子供の養育のために女性運動の世界から引退し、夫が残した借金のために楽ではない生計を戸籍登録官 (Registrar of Births and Deaths) として支えた。一九〇一年まで彼女は他にマンチェスターの学務委員会 (Manchester School Board) のメンバーとして活動しただけであった。⁽⁷⁾彼女が再び女性の権利をめぐる政治活動へと復帰するのは、長女のクリスタベル (Christabel)⁽⁸⁾の主導によるものだった。

一九〇一年クリスタベルは NUWSS の一組織である北イングランド女性参政権協会 (North of England Society for Women's Suffrage) の活動家と知り合い、そこに加わった。そ

の組織は労働者階級の女性が多数を占めており、労働組合評議会 (Trade Union Council) のメンバーとかなりの部分で重なっていた。評議会のメンバーは各々が I L P の国会議員の歳費の一部を負担していたが、女性のメンバーの間には、そうした負担は負わされながら彼らを選挙する権利を持たないのはおかしいという意見が存在し、それが女性参政権を求める主張の基礎となっていた。これに対し I L P は、男性により選ばれた議員によって女性の利益も代弁されていると解釈していた。クリスタベルも労働組合評議会のメンバーであったが、その問題を女性に独自の問題としてとらえており、I L P に対して不信感を持つていた。⁽⁹⁾エミリンは一九〇二年に再び I L P のメンバーとなるが、活発な活動は行なわないままであった。

一九〇三年夏、ランカシャー地方の綿工業は不況に陥り、労働者階級の女性は操業短縮や失業に苦しむようになった。こうした状況を見たエミリンは活動を開始し、労働者女性の利益のために戦う新しい組織の必要性を説くようになった。更に同年十月に I L P が開いたクラブがリチャードにちなんで命名されたにも拘らず、男性だけをメンバーとする社交クラブを兼ねていたため、女性の入場を拒否したことも引金となり、エミリンは十月十日、マンチェスターの自宅に I L P の支持者である数

人の労働者女性を招き「女性社会政治同盟 (WSPU)」を設立した。⁽¹⁰⁾ エミリンはこの組織を I L P に匹敵する労働者女性の組織にしようと考え、出産手当をはじめとした女性のための便宜の供与を心に描いていた。⁽¹¹⁾ 彼女は救貧委員や戸籍登録官として、労働者階級の貧しい女性や子供たちの悲惨な状況を見ており、法の執行の中で、彼女たちがこうむる不利益を肌で感じていた。⁽¹²⁾ 彼女は男性の考えた法が作り出すこうした不条理を改めるため、とりわけ女性の参政権が不可欠であると感じたのである。⁽¹³⁾

初期の WSPU は、規約や役員、財政などの規定もなく、活動の大部分を I L P に依存していた。⁽¹⁴⁾ 一九〇五年までの WSPU は、マンチェスターで日曜毎に I L P と共催の集会を開き、ランカシャー及びヨークシャー各地で演説旅行や戸別訪問を行っていた。エミリンは NU WSS が毎年国会開会日に代表を送り、支持派の議員に会って女性参政権をめぐる情勢を検討するという活動を行なっていることに對し、それを「茶番とは言わないまでも、陳腐な儀式である」と批判していた。そして、WSPU の活動を考えるに際しては、何が「淑女らしいか (Ady-Three)」とか「礼儀にかなっているか (good form)」という観念は捨て、それが効果的か否かだけを判断の基準にしたと述べて

いる。⁽¹⁶⁾

この時期の活動家としては、エミリンと三人の娘たちに加えて、テレサ・ピリントン (Teresa Billington, 一八七七年生)、ハンナ・W・ミッチェル (Hannah W. Mitchell, 一八七二年生) として、アニー・ケニー (Annie Kenney, 一八七九年生) があげられる。⁽¹⁸⁾ この三人のメンバーは類似した経歴を持っていた。彼女たちは皆貧しい労働者階級の家庭のうまれだった。父は頼りない存在で、母はそれにかわって家庭をきりもりしていた。彼女は貧困と大勢の子供たちの世話で疲れきっており、その姿はリスベクタビリティとも「家庭における天使」ともほど遠いものであった。彼女たちは家計を助けるため幼い時から働いており、三人とも WSPU に加わる以前から I L P のメンバーであった。彼女たちは自らの家庭における経験から、結婚に対してあまり夢を持っておらず、又、社会的主義者の男性に對しても、クリスタベルと同様、不信を抱いていた。

WSPU を特徴づけるのは、ミリタンシー (Militancy) と呼ばれる活動である。一九〇五年に至り、クリスタベルは I L P の議員を通じて女性参政権の実現をはかろうとするそれまでの政策は有効ではないと考え始める。そして、次期政権とみなされていた自由党の政策に女性参政権をもちこませることをめざ

して、マンチェスターにおける自由党の集会で女性参政権に關する質問をするという行動に出た。その質問は無視され、それ

としてゐる。」と述べて、労働者女性のための選挙権の必要性を強調した⁽¹⁹⁾。

に対して激しく抵抗したクリスタベルとアニー・ケニーは逮捕されることになった。しかし、WSPUはこうした筋書を予想し、周倒な準備の上で実行していた。裁判において彼女たちは、こうした行動は合法的な意見表明の手段を持たない女性にとつて必要不可避であることを論じ、罰金の支払を拒否して服役することを選択した。WSPUの予想した通り、それまで女性参政権に対して沈黙を守ってきた新聞はこの事件を報道して大きな反響をよび、WSPUは一挙にメンバーと資金をふやすことになった。この成功により、WSPUのその後の路線は決定された。WSPUはこれ以後自由党に對する反対——逮捕——入獄という行為をくり返すことになる。更に自由党の集会で野次をとばすヘックリング (heckling) という闘争も開始された。これは当時の政治集会においては珍しいことではなかったが、女性が行なうことにより社会的衝撃を与えたのである。続いて彼女たちは、マンチェスターを選挙区とするチャーチル (W.L.S. Churchill) を落選させる運動を展開した。WSPUはチャーチルに反対する宣言を発表し、その中で「この国の労働者女性には、食うや食わずの薄給しか得ておらず、選挙権を緊急の必要

一九〇六年に自由党政権が成立すると、マンチェスターを中心とする地方的組織であったWSPUは、活動の舞台を徐々にロンドンに移すことになった。二月の国会開会日には国王により読みあげられる開会の勅語 (King's Speech) に女性参政権が含まれていないことに対する抗議デモを、階級を越えた女性たちにより組織した。これによってWSPUはロンドンでも注目を集め、新しいメンバーを獲得することに成功したのである。

後にWSPUの指導者となるエミリン・ペティクローレンス (Emmeline Pethick-Lawrence)⁽²⁰⁾ も加わり、財政係として活躍を始めた。ロンドンでの成果をもとに中央ロンドン委員会 (Central London Committee) が設立されたが、実際の政策はバンクハースト親子が決定していた。クリスタベルはあくまでも自由党による政府法案の提出を目標としており、ヘックリングやデモの他、首相や閣僚への面会を要求する座りこみなどの方法によりそれを果たそうとしていた。こうした行為により逮捕——入獄をくり返すことでWSPUはマスコミの注目を集め、その活動家は「サフラジエト (Suffragette)」と呼ばれて、合法的活動を行なっていたNUWSSの活動家たち (Suf-

Itarists)と区別された。彼女たちは自らが女性であることを強く意識しており、男性により作られた警察や法廷、そして法の権威をも拒否した⁽²²⁾。この頃には、こうした女性たちの行動が宣伝効果を持つことを政治家たちは恐れ、彼女たちを穩便に取扱おうとした。

一九〇六年六月にクリスタベルは大学のコースを優秀な成績で修了し⁽²³⁾、ロンドンでWSPUの専従としての活動を開始した。彼女はWSPUと労働党との関係を断ち、政党に関して中立の立場をとるよう政策を変更したが、そのことにより次第に労働党との摩擦があらわれるようになっていった。十月二三日の議会開会日に、WSPUは首相から女性参政権審議の確約をとりつけようと、議会にむけてのデモ行進を行なう。確約が拒否されるとロビーで抗議集会を開き、次々と演説を試みた女性たちは逮捕されることになった。彼女たちは男性の作つた法による裁判を拒否し、証人喚問や弁護なしに審理が行なわれた。こうした経過によりWSPUは大きな同情を集め⁽²⁵⁾、多くの資金とメンバーを獲得していく。これにより、それまでの労働者女性に加え、富裕で教育のある中流及び上流階級の女性たちからも支持が集まるようになった。こうした支持層の変化はWSPUが労働者階級への依存から脱出することを可能にしたが、そ

れにともない労働者階級に力点をおいた参政権要求という視点がぬけていく。一九〇七年四月に至りパンクハースト親子は労働党を脱退した。WSPUは既に労働党への依存が不必要となるまでに成長していたのである。同年夏にはWSPUの内部においても、パンクハースト親子と労働黨員でもあるメンバーの間に軋轢が生じるようになった。パンクハースト親子は新しい地方支部の自律性及び労働党とのつながりを容認しなかつたため、労働黨員としての活動との両立を望んだ人々は、結局分裂して新しい組織を作ることにした。この結果エミリンを象徴的存在として、クリスタベル及びベティクローレンス夫妻が実権を握る三頭政治は確立した。

一九〇七年にも国会へのデモや議員法案の審議未了に対する抗議デモなどにより、逮捕——入獄という構図はくり返されたが、それは反響を引出すために慎重に選択された政治的戦略であった。WSPUの拡大は、その年に初めて出された年次報告書により明らかである。一九〇八年の補欠選挙においてチャールは落選したが、WSPUはそれを自分たちの反自由党キャンペーンの成果であるとみなした⁽²⁷⁾。そしてこのような反対キャンペーンにより、自由党に政府法案の提出を強制できると考えていた。しかし、保守党の指導者バルフォア(A.J. Balfour)も、

次期首相とみなされていたアスキス(H.H.Askin)も、女性が真に選挙権を欲している証拠を示すように要求した。⁽²⁸⁾ アルバート・ホールとハイド・パークでの集会は、これに答えるために計画されたのである。一九〇八年三月一九日に開かれたアルバート・ホールでの集会は、七千人の聴衆を集め、一晩で七千ポンドの資金を集めるのに成功した。六月二二日のハイド・パークにおける集会は、一八六七年の選挙法改正を求める集會に習って準備が進められたが、彼女たちはそれに加えて、さまざまな新しい宣伝方法を試みた。⁽²⁹⁾ 当日はタイムズ紙によれば二五万から五〇万人という史上稀にみる大衆を動員し、規模の点からいえば大成功であった。⁽³⁰⁾ クリスタベルはこの成果を背景に、集會の決議と政府の反応を問うた書簡をアスキス首相に送るが、断固たる反対者である首相からは色よい返事のあるはずもなかった。こうしてエミリンらは、残された道は更なる闘争(militant action)以外にはないという認識をもつに至る。⁽³¹⁾

こうして一九〇七年から八年にかけて、WSPUの活動は頂点に達した。⁽³²⁾ この一年でWSPUは五千以上の集會を開き、その組織と財政は飛躍的に拡大した。⁽³³⁾ その後も組織の拡大は続いたが、一九〇九年の前半には、そうした活動は次第に衝撃力をなくし、政府の対応は厳しいものに変わっていった。女性たち

の活動が拡大することで、政府は宥和政策をやめ、断固たる対応をとるようになったのである。一九〇九年六月にWSPUが請願権を主張して行なったデモに対して警官は暴行を加え、多くの逮捕者を出すことになった。WSPUは、憲法上保障された請願権が女性に対して否定されたものと解釈し、これ以後合法的闘争を放棄して、攻撃的闘争を展開することを決意するに至った。そして、女性に対するこのような扱いに怒ったメンバーの個人的イニシアチブにより、官庁舎の窓ガラスへの投石や、獄中でのハンガー・ストライキという新しい戦術が開始されるが、それらは即座に組織の方針として認められ、闘争手段として一般的なものとなる。更に彼女たちは一般犯罪人ではなく、政治犯としての扱いを要求して、獄内規則に対する不服従の闘争をも開始した。⁽³⁴⁾ 女性たちの殉教を印象づけるハンガー・ストライキに対して、政府は強制的食事(forcible feeding)という措置で対抗する。これは食事をとらない女性たちを押しこむ、チューブを鼻から胃の中に通して、強制的に食物を流しこむものであった。この措置により多くの女性が体に異常をきたし、政府はこれによって、識者からの厳しい批判にさらされることになった。WSPUはこのような世論の反応を戦略として利用し、殉教の意味あいを押し出そうとしたが、それに対する政府

の厳しい対応により、対立は深まるばかりであった。

ここで当時の政治状況について少しふれておきたい。一九〇五年に十年ぶりで政権を取戻した自由党は、それまでは眠っていたような貴族院の拒否権発動に悩まされていた。貴族院は保守党(統合派: Unionists)が支配していたからである。これに対し、一九〇七年夏に庶民院は貴族院の改革決議案を可決するが、事態は少しも変わらないままであった。WSPUの活動が最も活発になった一九〇八年に、女性参政権に反対のアスキスが首相となるが、当時議会において女性参政権は周知的な問題であり、全く影の薄い争点であった。当時の主な争点は貴族院の拒否権であり、その濫用は酒類販売許可法案(Licensing Bill)の否決によって極まったと感ぜられていた。なぜなら、飲酒による弊害の除去をめざしたこの法案は、教会や国会から超党派で支持されていたにもかかわらず、貴族院が否決という行為にでたからである。それは議会主義の伝統を無視し、憲法の精神を踏みじめる行為であると誰にでも感ぜられた。しかし、それを総選挙の争点として提出するのは、他の争点との関係もあり、難しい問題であった。一九〇八年の貿易収支は悪化しており、それが野党に有利に働くことは明らかだったからである。

そうした状況において、大蔵大臣だったロイド・ジョージ(Lord

Lord George)は女性参政権の重要性を認識していた。彼は個人的にはそれに賛成しており、サンジカリズムなどの影響をうけて当時労働運動に拡がりつつあった直接的抵抗運動が女性参政権運動にも拡がり、政治的混乱を招くことを懸念していた。

そして、選挙法改正問題をとりあげないのは政府の戦略である。それを印象づけるための発言を、積極的に行なった。現実的にみて、貴族院の拒否権濫用が続く限り、選挙法改正案が可決されることはありえなかつたのである。一九〇九年のロイド・ジョージの予算案は、こうした状況を打破するための政治戦略の好例と評されている。⁽³⁵⁾この予算案は規模は小さいが野心的内容をいくつも含んでおり保守党の反対をよんだが、そのことは保守党を正当な分担をしない金持ちの集まりとして印象づけることになった。このように貴族院の拒否権という問題を片付けた後で、選挙法改正及び以前の懸案であったアイルランド問題⁽³⁶⁾にとりくもうとするロイド・ジョージの対応からすれば、次第に闘争を激化させるWSPUの行動は、敵をふやすだけで真の目的に資することがないと思われた。

十一月に貴族院は予算案を否決し、予算と拒否権とを争点として総選挙が争われることになった。貴族院の拒否権が崩されれば、選挙法改正及びアイルランド自治の可能性は高まる。そ

のため女性参政権運動の組織とアイルランド国民党は、各々の争点を自由党の選挙政策に含めるよう要求して運動した。しかし、アスキス首相自身はアイルランド自治にも女性参政権にも反対であったため、両者に対してその日暮らしの対応を行ない、決断を引延ばしていた。こうして女性参政権は総選挙の政策には含まれず、選挙戦が戦われることになったのである。

一九一〇年一月の総選挙は自由党が二議席だけ統合派を上回る結果に終わり、⁽⁴⁷⁾議会運営においてアイルランド国民党に頼らざるをえない状況が生じた。この機をとらえ、ジャーナリストで女性参政権支持者であったブレイルスファード (H.N. Brailsford) は、女性参政権を超党派で討議する調停委員会の可能性を探るために動きだした。これまでの闘争手段に行きづまりを感じていた WSPU は彼からの打診に合意し、闘争の一時休戦を決定した。この委員会は二月に発足し、保守党及び自由党の両者からの支持をめざして、財産資格に配慮した法案が模索された。⁽³⁸⁾

庶民院は第一の争点であった貴族院の拒否権をめぐる決議案を通過させた後、議会议案 (Parliament Bill) の審議に入った。その直後の五月にエドワード七世が死去したが、後を継いだジョージ五世は、自由党・保守党の指導者を集めて会議を開き、

両者の妥協の余地を探った。これが「憲法会議 (Constitutional Conference)」と呼ばれるものである。このような状況において女性参政権に関する第一次調停委員会议案 (Conciliation Bill) は提案され、第二読会を大差で通過したが、⁽³⁹⁾委員会送りとなって成立の見通しが失われてしまう。十一月になると憲法会議はアイルランド自治問題をめぐって決裂し、再び解散総選挙が行なわれることになった。WSPU は、政府が同年中には調停委員会议案を扱う暇はないと発言したことに對し、闘争の再開を宣言する。そして、アスキスが国会において解散を発表していたその時に、議会外では WSPU のデモ隊と警官隊が激しい衝突をくり返していたのである。これが「暗黒の金曜日 (Black Friday)」と呼ばれる事件である。この衝突における女性に対する暴行と侮辱的対応は国会でも問題となり、WSPU の闘争形態に長期的な影響を与えた。⁽⁴⁰⁾

十二月に行なわれた総選挙は、解散前とあまり変わらない結果に終わった。そのため一九一一年二月の国会開会の勅語にも女性参政権は含まれず、提案された第二次調停委員会议案も委員会送りとなった。しかし、女性参政権関連法案について次回 は便宜を図るという閣僚の発言が相次いだため、クリスタベルは一九〇六年以来続けてきた反自由党キャンペーンを中止する

ことにした。八月には議会議法が成立し、これにより、選挙法改正に対する障害が除かれた。しかしロイド・ジョージは、調停委員会法案が成立した場合、登録法案で自由党が獲得するであろう票よりも多くの女性票を保守党が獲得するだろうと考えた。そうした計算にもとづいて彼は反対工作に乗り出し、十一月には成年男子選挙法案の提出にこぎつけたのである。遠からぬうちに女性参政権法案の成立することを樂觀視していたクリスタベルらは、この法案提出を女性参政権の成立を破壊するものだと憤った。なぜならこの法案が女性を含むよう修正された場合、調停委員会法案に比して数倍の数の女性が選挙権をもつことになるため、とても保守党の賛成は得られず、成立する見込みはなかったからである。WSPUはすぐさま闘争の再開を宣言し、これ以後自由党政府による女性参政権法案提出を強制するために、執拗な暴力闘争に突入した。

一九一二年三月にWSPUは、ロンドンの中心街において店舗の窓ガラスを無差別に破壊するという闘争を開始した。⁽⁴²⁾これは一閣僚が、女性参政権運動は一八三二年や一八六七年の選挙法改正時に大衆の心情から引きこされた暴動のような事態を作り出していないと評したことへの返答だった。この事件により逮捕されたエミリンは法廷陳述においてその発言をうけ、女性

がこれまで選挙権を獲得できなかったのは、男性と同様のそうした手段を使わなかったためであると主張して、暴力闘争の意思を明らかにした。続いて放火や投石が各所でくり返され、遂に指導者に対する逮捕状が出されるに至った。エミリン及びペティク・ローレンス夫妻は逮捕されるが、クリスタベルはパリへ逃亡し、これ以後パリから指揮をとることになった。WSPUによるこのような無差別攻撃は、反対派に第三次調停委員会法案に反対するためのよい口実を与えることになり、同法案も又、否決された。⁽⁴³⁾そしてWSPUの集会における聴衆の反感が次第に増大していく。そのような状況においてWSPUの女性たちは、警官や民衆との衝突を避け、自分たちの身を守るためにも、財産破壊という戦術を効果的だとみなすようになっていった。エミリンは公判において彼女たちの行動を弁護し、次のように主張した。すなわち、彼女は当時の社会において、男性の視点によつて価値づけられた財産権が人権——人間の生命、健康、幸福など——の上に位置づけられていることを攻撃する。そして、財産に対して人間の価値を強調し、彼女たちの財産破壊という行為は、人間よりも財産を重視する社会への抗議の意味をもつと主張した。女性がこうした状況を変えるための合法的手段を持たない限り、こうした行為は女性にとり不可

避なのであった。⁽⁴⁴⁾

七月にハンガー・ストライキを實行して釈放されたエミリンとペティクローレンス夫妻はパリでクリスタベルと会談し、組織の方針を話合うが、暴力闘争の拡大をめざすパンクハウス親子に対し、ペティクローレンス夫妻は公衆への宣伝教育活動を強調し、両者の対立が明らかになった。十月になりエミリンは夫妻に対して一方的に断絶を言い渡す。彼女は夫妻との決別を發表した集会において演説し、男性が女性に課した「二重の規範」を激しく攻撃した。そしてリスベクタビリティを拒否し、平等な倫理規範を確立することを訴えた。彼女はその上で人類の半数の自由のために、また、その自由を通じて他の半数をも救うために戦うことを宣言したのである。⁽⁴⁵⁾この熱狂的な演説によってエミリンは残るメンバーたちの心をつかむことに成功した。しかし、政治的バランス感覚をもったペティクローレンス夫妻を追放することにより、闘争はエスカレートしていくことになった。

一九一二年十月WSPUは女性参政権を掲げて立候補した労働党のランズベリ(G.Lansbury)の選挙戦を支援することになった。しかしWSPUのメンバーは、労働党員である男性の下で活動するのを拒否し、そのため選挙戦は不調に終わった。

もともとクリスタベルは労働党の男性に対しても不信を抱いており、男性が運動に関わるのを好まなかったが、ほとんど唯一の男性メンバーといつてよいペティクローレンスを追放することで、この傾向は強まっていった。WSPUの運動は労働者と女性という二つの抑圧の中から生まれたものだったが、次第に階級的対立よりも性別による対立という視点が強くなり、純化されていったといえるだろう。⁽⁴⁶⁾そして、労働者女性や子供に関わる売春などの性道德への関心を強めていった。暴力闘争も大衆を説得するための手段ではなくなった。そうではなく、暴力闘争による混乱の終結を求めて、大衆が政府の妥協を要求するような状態を作ることが目ざされた。

政府は一九一二年六月に選挙法改正法案を提案した⁽⁴⁷⁾が、女性参政権を与えるつもりは全くなかった。更に十月には、女性を政府の改正法案に含めるために唯一の政治力をもつロイドジョージが、汚職の疑惑により政治的沈黙を強いられるという事件が重なった。WSPUは一九一三年一月に、政府法案に対する修正の行くえを見届けるために休戦を行なっていたが、突然「修正が加わった場合には法案の性質が変わるので、別の法案として提出し直す必要がある。」という議長裁定がくだされ、同法案に対する修正の望みが失われた。議会における女性参政

権成立の可能性は、こうして次々と失われることになったのである。

これに対してWSPUは、生命以外のあらゆるものを攻撃の対象とすることを宣言し、ゲリラ活動を開始した。⁽⁴⁹⁾ 政府は激しい弾圧でこれに対抗したが、それはWSPUを更にゲリラ化させるものであった。またイデオロギー的にも千年王国待望の色彩を帯びるようになり、⁽⁵⁰⁾ 反対者を道徳的悪の典型とみなす傾向が強まっていった。一九一三年春からWSPUのリーダーたちは性病の拡がりに目を向け始める。クリスタベルは七月から「いかにして天罰を終わらせるか (The Great Scourge and How to end it)」と題するシリーズを機関紙に連載し始め、道徳十字軍 (The Moral Crusade) キャンペーンを展開した。彼女は、男性の半数以上は性病にかかっていると述べ、女性に対し結婚を避けるように勧告した。そして、「女性には選挙権を、男性には純潔を (Votes for Women, Chastity for Men)」をスローガンに掲げて、選挙権により女性には自信と経済的地位を確立し、また男性も純潔となることで性病による悪弊を治すことができると主張した。これ以後彼女は、悪に汚された男性からの自立を通してのみ女性には自らの価値に気づくと主張して、男性の組織や支持者と断絶した。⁽⁵¹⁾

こうしてゲリラ活動が政府の弾圧との悪循環において激化する中で、WSPUは次第に宗教的色彩を強め、支持者を失っていった。一九一四年一月には、放火キャンペーンに反対するシルビアをはじめとする労働者階級の女性たちが分離して別組織を作り、二月には中流及び上流階級の女性たちがこれに続いた。一九一四年四月以降、WSPUは緊迫の度を加えてきたアイルランド情勢に大きな関心をほらい、アルスターの反乱を引照して、彼らと同様の扱いを政府に要求した。

WSPUの闘争がこのように袋小路に入りこみ、出口のない状態に苦しんでいた一九一四年八月にイギリスは第一次大戦に参戦した。WSPUはただちに放火キャンペーンを中止して、それ以後女性参政権運動から手を引いたのである。パンクハースト親子は参戦と同時に排外主義者に変身し、愛国的活動を展開した。一九一七年にWSPUは「女性党 (The Women's Party)」と名を変え、政策を発表する。その政策における「女性に関する特別の問題」と題する部分では、雇用の平等、同一労働同一賃金、平等な婚姻法などが主張されている。「社会 (Community)」は母親に対して、健康な子供を産み育てるために必要な食料及び環境を保障すべきであり、全ての子供は自立できるようにするまで、物質、医療及び市民となるのにふさわ

しい教育を社会により保障されなければならない。また、「協同家事 (Co-operative Housekeeping)」によって、既婚女性の負担を軽減することも提案された。⁽⁵²⁾ 彼女たちは主として反ポルシェビキ活動を行なったが、一九一八年の女性参政権獲得には、ほとんど関わりをもたなかったのである。⁽⁵³⁾

(1) 一八三五一—一八九八年。彼は早くから女性の諸権利の拡大のために活動していた。一八六八年女性の参政権資格を争う訴訟の弁護人をつとめたり、地方自治体への女性の参加を求める法案を起草したのも彼である。また、既婚女性の財産権獲得の運動にも積極的に携わった。O. Banks, op. cit., Richard Pankhurst の項、Sylvia Pankhurst, *The Suffragette Movement*, (London, 1978), Chap. I, II 参照。

(2) 一八五八一—一九二八年。マンチェスターの織物工場主の娘として生まれた。エミリンの祖母は反穀物法同盟のメンバーであり、両親も熱心な自由主義者であった。彼女は幼い頃からそうした雰囲気になじめず、政治的経験は皆無であった。Rosen, op. cit., pp. 15.

(3) 既婚女性財産委員会 (Married Women's Property Committee)、フエブソンの協会 (Fabian Society)、女性参政権連盟 (Women's Franchise League) など。

(4) この理由としては、I L P だけは女性だから成る下部組織を作っていないかったこと、また、限られた教育しかうけていなかった労働者の間で、知的な女性が活躍する場があったことなどがあげられる。Rosen, op. cit., pp. 18.

(5) この I L P の活動のなかで、エミリンの後の運動に影響を与えたと思われるものは、公園の使用をめぐる同党とマンチェスター市当局との闘争である。夏の間日曜毎に公園で開かれてきた I L P の集会を、市当局が突然禁止したことに對し、同党は集会を強行し、関係者は逮捕されることになった。彼らは有罪となったが、全員が罰金の支払いを拒否して服役した。不当だと思ふ法への不服従は、釈放された人々の歓迎集会や宣伝の方法とあわせて、彼女にとって重要な経験となった。Rosen, op. cit., pp. 23.

(6) 一八九四年に、救貧委員となるための要件から財産資格がはずされたことがこの背景にあると思われる。Pat

- Thane, "Women and the Poor Law in Victorian and Edwardian England" in *History Workshop*, No. 6, (Oxford, 1978), pp. 40 参照。
- (7) 一九〇〇年フェビアン協会がブーア戦争に対して沈黙を守る決定をくだしたことに反対し、数人の主要なメンバーが協会を脱退するが、その中にエミリンの名が含まれている。E.R.Pease, *The History of the Fabian Society*, (London, 1925), pp. 133. しかし、エミリンの口述自伝にもシルビアの著作にもそれ以上の記述はなく、彼女がどの程度の活動を行っていたのかは明らかではない。
- (8) 一八八〇—一九五八年。この頃クリスタベルは、母が開いた小間物屋を手伝っていたが、ほとんどの時間を読書か考えることに費していた。S.Pankhurst, op. cit., pp. 156—157.
- (9) 一九〇三年にILPの機関紙への投稿において、彼女は「労働者男性も、他の階級の男性と同様、女性に対して公平ではない。」と述べている。Rosen, op. cit., pp. 29.
- (10) クリスタベルはNUWSSの仕事に没頭しており、マンチェスターのウィクトリア大卒(Victoria University)
- (11) S.Pankhurst, op. cit., pp. 168.
- (12) 彼女は自伝の中で、救貧院において子供たちがどのようになおざりにされているか、また、結婚をせずに子供を産んだ母が、職も行き場もなく、子供と引離されて救貧院で働かされる様子、貧しさの中で子供を育てるために苦闘する母たちが、子供をないがしろにしたとして罰せられることの不当性などを述べている。また、勤勉に働き、きちんとした暮らしをしてきた老女たちを救貧院に追いやることになった年金制度をも批判している。
- Emmiline Pankhurst, *My own story*, (London, 1979), pp. 23—30. このエミリンの口述筆記による自伝を、ローゼンは間違いやごまかしが多く、歴史資料としては役に立たないと述べているが (Rosen, op. cit., pp. 167) ここでは彼女が運動のなかでどのように考えていたかを知るといふ観点から引用する。なお、救貧法が女性をどのように扱っていたかについては、Thane, op. cit., に詳しい。
- (13) E.Pankhurst, op. cit., pp. 128 ; S.Pankhurst, op. cit.,

pp. 168.

- (14) Rosen, op. cit., pp. 31—32.
- (15) E. Pankhurst, op. cit., pp. 39.
- (16) *Ibid.*, pp. 62.
- (17) クリスタベル、シルビア(Sylvia, 一八八二年生)、アデラ(Adela, 一八八五年生)の三人。シルビアはW.S.P.U.において活動中に社会主義への傾斜を強め、一九一四年にW.S.P.U.から離れて社会主義の運動において活躍した。アデラはオーストラリアに渡り、同地において共産党の創設に参加した。Marian Ramelson, *The Petticoat Rebellion*, (London, 1967), pp. 170.
- (18) Rosen, op. cit., pp. 41.
- (19) *Ibid.*, pp. 55, footnote.
- (20) 一八六七年に中流階級の家庭に生まれた。父から社会的不正への憎悪を受継いだ彼女は、ロンドンでセツルメント活動や労働者階級の少女たちのためのクラブでの活動に携わった。彼女は、裕福な家庭の出身で、ケンブリッジ大学でも秀才で通っていたフレデリック・ローレンス(Frederick W. Lawrence)と出会い、紆余曲折をへた後、一九〇一年に結婚する。彼は、結婚後も変わらぬ

活動を続けたいという妻の考えを尊重し、二人の姓を合わせたペティク＝ローレンス(Pethick-Lawrence)を名乗ることにした。一九〇六年労働党の指導者であるケア・ハーディ(J. Keir Hardie)の紹介でW.S.P.U.に加入する。彼らの所有していたクレメンツ・イン(Clement's Inn)は、その後彼らとW.S.P.U.の別離までW.S.P.U.の本部となった。Rosen, op. cit., pp. 61—63; O. Banks, op. cit., Pethick-Lawrenceの項参照。

- (21) この語は、一九〇六年一月にデイリー・メール紙(Daily Mail)により初めて使われたが、三月には一般的に使用されるようになっていた。Rosen, op. cit., pp. 65.
- (22) 法廷におけるテレサ・ブリントンの発言。Ibid., pp. 68.
- (23) 彼女はファースト・クラスで卒業し、国際法については賞を与えられた。しかし、一九〇三年に提出した法廷弁護士として活動するための申請は、女性であるがゆえに認められなかったのである。Ibid., pp. 69.
- (24) I.L.P.は一九〇六年に労働党(Labour Party)となった。
- (25) ミリセント・フォーセットはタイムズ紙上でW.S.P.U.の行動を評価し、NUWSSの活動も大きな刺激をうけ

- た。(Hume, op. cit., pp. 30.) また、逮捕者の中にコブデンの娘も含まれていたことから、女性たちに対する取扱いが批判を招くことになった。フレデリック・ペティクローレンスは妻が逮捕されたため、彼女にかわってWSPUの活動に加わった。
- (26) 一九〇六年三月から五月期に比して、一九〇六年十二月から一九〇七年二月期の支出は十倍を越えている。Rosen, op. cit., pp. 83.
- (27) こうした自由党に対する反対キャンペーンは、アイルランド国民党から学んだものであった。E.Pankhurst, op. cit., pp. 18.
- (28) バルフォアは、女性が恣意的差別により、当然もつべき権利を奪われているとは解釈しておらず、今のところ変化の必要はないという立場をとっていた。アスキスは「領域の分離」は当然のことだと考えていた。
- (29) 女性参政権運動の組織は緑と白を共通のシンボルカラーとして用いていた。各組織はそれに独自の色を加えて、自らの組織の色として使用したが、WSPUは紫を使用し、緑、白、紫の三色旗が用いられた。彼女たちはその色の服を身につけたり、テムズ河の船をチャーターして、国会のテラスで支持者とお茶を飲んでいる議員たちに、集会への参加を呼びかけたりした。Rover, op. cit., pp. 87, note4; Rosen, op. cit., pp. 103-104.
- (30) しかし、その内容を見ると、単に好奇心だけから集まった人が大多数だった。Rosen, op. cit., pp. 105.
- (31) アスキスは女性参政権に対して断固たる反対を表明していた。そこでエミリンたちは教育や説得の活動は彼に対して効果がなく、更なる闘争が必要だと考えたのである。E.Pankhurst, op. cit., pp. 105.
- (32) WSPUは各地で大規模な集会を開くことに成功した。更に入獄して釈放された人々を迎えるセレモニーを大々的にとり行なったり、スケートリンクを借りきって「女性博覧会 (Women's Exhibition)」を催したりした。この博覧会ではフェミニズムの歴史を写真で展示したり、参政権運動の劇が演じられたりした。こうした劇的要素はWSPUの運動の一つの特徴である。Rosen, op. cit., pp. 109-117.
- (33) Ibid., pp. 100.
- (34) こうした激しい闘争はほとんど独身の若い女性により遂行された。彼女たちは機敏であり、また、獄中生活を

送る間、世話をすべき子供がいなかったからである。

Ibid., pp. 122, footnote.

- (35) R.C.K. Ensor, *England 1870-1914*, (Oxford, 1952), pp. 413.

(36) アイルランド自治問題は、自由党を間にして女性参政権の問題と常に絡みあつて存在した。すなわち、自由党は一八八六年のグラッドストンのアイルランド自治法案以来、アイルランドに自治を与えることを基本路線としてきたが、その法案をめぐつて分裂し、自治反対派は保守党と組んで統合派 (Unionists) を結成した。一八八四年の選挙法改正によりアイルランドは人口に比して過剰代表の状態となり、自治を求めるアイルランド国民党 (Irish Nationalists) が支配していた。統合派は、「一票同価値 (one vote one value)」というそれまでの自由党のスローガンを逆手にとつて、アイルランド自治法案が持ち出されるたびに、アイルランドにおける数量的平等と議席の再配分を問題にしようとしていた。こうして自治を求める国民党とそれを進めようとしていた自由党は、自治と選挙法との文脈において女性参政権の問題を取扱うことになった。David Morgan, *Suffragists and*

Liberals, (Oxford, 1975), pp. 31.

- (37) クリスタベルは選挙前に保守党政権成立を予測して、その下での制限的女性の参政権の構想を描いていた。*Ibid.*, pp. 64.

(38) この法案についての受取り方はさまざまであった。N W S S は法案を全面的に支援した。エミリンは要件が狭すぎると感じたが公的には支持を表明していた。クリスタベルはそれを支持し、成立を楽観視していた。しかし、女性参政権支持者であったロイド・ジョージやチャーチルは、その内容が保守党に有利な結果をもたらす非民主的なものだとして反対していた。アスキスは依然として断固反対であった。Rosen, *op. cit.*, pp. 135-137.

(39) 法案成立までの手続としては、第一読会で書記が法案の表現を読みあげ、印刷に付することを決定してから、第二読会で法案の原則をめぐつて討論し、次の委員会で必要とあれば逐条的に審議する。修正案が提出され、採決にかけられるのはこの段階においてである。そして、報告と第三読会という手続をへて庶民院を通過する。

(40) 彼女たちはこのような暴行を避けるために放火や投石

を選択するようになっていく。

- (41) こうした政治的動きはロイド・ジョージを中心に展開された。彼は自由党の閣僚であり、女性参政権支持者として両者を救うことをめざしていた。そのため自由党に不利な調停委員会法案を葬るかわりに、政府法案により女性参政権への修正の道を残し、アスキスの顔をつぶすことなく女性参政権を可能にすることを目論んだ。こうした選挙法改正と議席の再配分をアイルランド自治法案と併行して進めることができれば、自由党にとっての長年の懸案を自由党自体が打撃をうけることなく実現できる。これがロイド・ジョージの描いたシナリオのようである。Morgan, op. cit., pp. 85—91.

- (42) ここで被害を受けた店には、バーバリーズ(Burberry's)、リバティーズ(Liberty's)、コダック(Kodak)、カナダ汽船(Canadian Pacific)、ロイド保険(Lloyd's)などが含まれていた。Rosen, op. cit., pp. 157.

- (43) これにはその他にアイルランド国民党が自治法案を確実にするためにアスキスの辞任と内閣の分裂を避けようとして反対に回ったこと、更に北部地方のストライキのために労働党議員四人中一人が欠席したことなどの

影響が考えられる。Rosen, op. cit., pp. 163.

- (44) E.Pankhurst, op. cit., pp. 281—282. 彼女は一連の暴力闘争を政治的理由によるものであると主張して、政治犯としての扱いを要求し、ハンストを実行した。それを支持する請願署名には、ジャン・シヨレス(Jean Jaures)、ロマン・ロラン(Romain Rolland)、マリー・キュリー(Marie Curie)、ベルンシュタイン(E.Bernstein)などが名を連ねている。Rosen, op. cit., pp. 166.

- (45) Rosen, op. cit., pp. 176; E.Pankhurst, op. cit., pp. 264—266.

- (46) WSPUは全ての階級の女性を運動の対象として考えていた。そして女性に関する問題においては階級的対立の矛盾は存在しないという立場をとっていた。Rosen, op. cit., pp. 183.

- (47) 政府は四月にアイルランド自治法案を提案するが、WSPUはアイルランド国民党が調停委員会法案に反対した報復として、この法案に対する反対キャンペーンを行った。Rosen, op. cit., pp. 165.

- (48) アスキスは、調停委員会法案の否決が現時点での国会の女性参政権に対する態度であり、それが容易に変わっ

ていゝものではないと演説した。Morgan, op. cit., pp. 104.

(49) ここで攻撃の対象とされたのは、ロンドン塔の寶石や熱帯植物園、ゴルフコース、電話線、列車などである。

Rosen, op. cit., pp. 189.

(50) 一九一三年六月にメンバーのひとりガダービー競馬場において国王の馬の前にとび出し自殺をとげた。この事件の動機は不明であるが、宗教的殉教の頂点をめざしたものでないかと考えられる。

(51) この背景として、クリスタベルの反男性的傾向に加え、当時のWSPUのメンバーに独身女性や夫を亡くした女性が多かったことがあげられるかもしれない。Rosen, op. cit., pp. 209—211.

(52) それには次のような内容が含まれる。セントラルヒーティングと給湯の集中化。食料の協同購入及び集中調理。洗濯の集中化。病院の提供。保育所、体育館、図書室などの協同使用。クリスタベルはこうした考えを少なくとも一九一三年十二月の段階においてもっていたとローゼンは述べている。Rosen, op. cit., pp. 267, footnote.

(53) 一九一八年クリクタブルは連合派 (Coalition) から選

挙に立候補するが落選し、その後は宗教活動に専念した。エミリンは保守党の候補者となるが、実際の選挙戦を戦わず一九二八年に死亡した。

第七章 結論

このようにイギリスの女性たちは約一世紀にわたって自らの権利の獲得のために闘った。その運動を評価するにあたり、ここでは女性たちがどのような理念にもとづき運動を開始し、その目的実現のためにどのような行動をとったか。そしてその運動がどのような影響また問題を残したのかに焦点を絞りたい。

これまで述べてきた女性の運動は、大きく三つの時期に分けることができる。まず第一の時期は、一八六〇年代を中心として参政権を含め女性の様々な権利をめぐる運動が多様に展開された時期である。第二は一八九〇年代で、それまでに女性の諸権利はかなりの程度獲得されており、大きな目標として参政権が残っていた。そのためにNUWSSが結成され、参政権をめざす運動が再開されたのである。第三は二〇世紀に入った後、参政権をめぐつてそれまでとは全く異なる戦術をとるWSPUが活動の中心となった時期である。これら三つの時期は、それ

を担った指導者たちの世代や階級のおおまかな特徴においても、際違った区別を見せている。すなわち、第一期の運動を担った女性たちは、多くが一八二〇年代に生まれ、上流又は上層中流階級の出身であった。第二期の運動において中心となったN U W S S の指導者たちは、一八四〇年代及び一八五〇年代生まれの上層中流階級または中流階級の出身者が多かった。それに対し、二〇世紀に入ってから登場したW S P U の指導者たちは、主として一八七〇年代及び一八八〇年代生まれであり、中流階級そして労働者の両者から構成されていた。

それでは次に各時期の運動を支えた理念と、それを実現するために選択された行動の特徴をみておきたい。まず、一八六〇年代を中心とした第一期において女性たちがめざしたのは、権利も責任もなく男性に従属する「淑女」であることをやめ、一人の個人として自ら責任ある生活を送ることであった。それは「淑女」として育てられた女性の中から自覚的に要求されたが、その要求は皮肉にも、淑女になれず貧困の中にとり残された独身中流女性の要求とも重なった。こうして彼女たちは、教育や職業の権利、財産や離婚及び子供をめぐる権利、更に政治的諸権利を獲得するために「淑女」という理念を拒否し、性別を越えた普遍的な「個人」を主張して闘った。そして、さまざま

攻防の末、そのような普遍的権利を徐々に獲得していった。しかし、参政権だけは一九世紀の末に至っても、未だ女性のものとはならなかったのである。

一八九〇年代に参政権の獲得をめざした運動が再び組織されることになった。これに参加した女性たちは、様々な権利が女性のものになる過程をまのあたりに経験していた。そうした体験から彼女たちは参政権も一連の自由主義的改革の総仕上げとして女性に与えられるべきだと確信していた。それにより男女の権利における平等は完成するのだった。彼女たちは、父や夫たちが改革運動を担った歴史を持つていたし、母や姉たちが女性の諸権利のために戦った経験をも共有していた。彼女たちは、女性であることよりも普遍的個人であることを主張した第一期の女性たちとは異なり、家事使用人の助けを借りて、妻や母という女性に与えられていた基本的役割を否定することなく、社会的活動を行なうことが可能であった。そして、社会的地位を確立した中流階級の男性の妻や娘として、彼らの闘いの遺産を引継ぐ形で運動を行なうことができた。こうした体制内意識と運動への「慣れ」のために、その運動は日常儀式化し、衝撃力を欠くことになったのである。

そうした状態に活をいれたのは、二〇世紀になって登場した

WSPUの活動であった。一九世紀末になるとヴィクトリア時代の一体性は崩れ、不安定な時代が訪れる。それとともに大衆においては娯楽が拡大し、社会的倫理的タブーからの解放が行なわれた¹⁾。中流階級においては女性でもテニスや自転車に乗ることがかなり一般的となり、女性たちは次第に動き易い服装を身につけるようになっていった。こうした時代に育ったWSPUの女性たちは、それまでの女性たちと全く異なる精神をもっていた。彼女たちの運動の起源は労働者女性にあった。労働者として工場で働き、その上女性として家事や育児をこなすという二重の役割を担った労働者女性の困難は、階級差に力点をおく労働党によっても、又、それまでの女性運動が主張してきた権利の平等によっても解決しえないものであった。彼女たちはそれに対して女性の独自性を主張し、女性のための法を女性自身を作るために参政権を要求したのである。それとともに彼女たちは倫理や行動における平等を主張した。彼女たちは「二重の規範」を激しく拒否し、男性が政治的不満を表明するときに採用した手段をその闘争において実行した。ヘックリングや窓ガラスへの投石はその一般的方法であったし、又、北アイルランドの武力闘争がしばしば引照されている。しかし、当時の「二重の規範」に慣れた人々にとっては、リスベクタブルであるベ

き女性が男性と同じ行動にできることは、受入れ難いことだったのである。こうした行為はその衝撃ゆえに、それまで無視されてきた女性参政権を政治問題とするのに成功した。しかし他方で、女性がそのような行動とすることによる反感も増大させるという背反した効果を持ったのである。

こうして女性参政権は、女性たちの運動の直接的成果としてよりも、第一次大戦を契機として与えられた⁵⁾。しかし、それを可能にした条件は、ジャーナリズムにおいて強調されているような戦時中の女性の働きの結果ではなかった。それは、戦時中に行なわれた女性の社会的活動が、それまで女性に与えられてきた家庭での役割を変化させることなく可能であることが立証されたためであった⁶⁾。更に戦争は人的資源という点からも、母たる女性の重要性を再認識させたのである。立派な国民を育てる母という役割を担う女性も当然市民権をもつべきであるという主張が、女性参政権を求める論理として強調されるに至った。NUWSSが普遍的権利としての参政権の主張を変化させ、大戦前には女性独自の参政権を主張するに至るのは、こうした背景を持っていた。ヒュームはその著『女性参政権協会全国連合、一八九四—一九一四』の中で、女性参政権獲得は、主としてNUWSSの一貫した運動の成果であると評価している。確かに、

WSPUの活動が宗教化していき、反感を増大させていくときに、女性参政権という目標を掲げ続け、現実的な論理でそれを一般に受入れ易いものにするともに、その機とみるや政治的働きかけを怠らなかつた点でNUWSSの活動は評価されるべきであろう。しかし、参政権が女性にとつての新しい地平を開くのではなく、それまでの役割分業を補強し、戦後の社会進出にあたつて、女性に仕事か家庭かという二者択一を迫る論理を提供したことも認めなければならぬ⁽⁷⁾。

彼女たちの生きたヴィクトリア時代に男女の関係を規定していたのは、「領域の分離」という考え方であつた。これは、男と女は生まれながらにして異なる生物であり、異なる領域で異なる役割を果たすのが自然なのだとする考え方である。ここから「性別役割分業」と「二重の規範」という考え方がでてくる。人間の生活は「社会」と「家庭」という領域に分けられ、女性は「家庭」という領域において、妻として母として生きるのが当然であるとみなされていた。一八六〇年代に女性の権利をめざして闘いを開始した女性たちは、女性がこのように分離された「家庭」という領域にだけ閉じ込められていることに対して反発し、男性と同じ資格において「社会」という領域で活動する権利を要求した。彼女たちはその権利の普遍性を強調したた

めに、「家庭」において女性により担われるとされていた「生命の生産」の問題を無視した。そして、社会における平等は、平等な社会化により達成できると主張した⁽⁸⁾。その主張は、「家庭」をもてず、自活しなければならなかつた独身中流女性の必要にも見合うものだったのである。

一八七〇年代以降ダーウィニズムの影響により、性による違いや母性を強調する空気は強まっていた。それは科学的理論を根拠として唱えられたために、否定することが困難であつた。一八九〇年代に運動に参加した女性たちは先に述べたように社会的活動の権利を獲得しており、あえてこうした風潮を否定することなく、かえつて女性が「家庭」においてもっている影響力を「社会」に拡大することをめざした。すなわち、女性は女性としての特性ゆえに「家庭」において重要な役割を担っているが、そうした影響を「社会」においても發揮しようとしたのである。ルイスはこれを「社会的母性主義 (Social maternalism)」と呼ぶ⁽¹⁰⁾。NUWSSの戦前における女性の特性を強調する議論も、ここに含めることができるだろう。

彼女たちは、父や夫である中流男性が自由主義にもとづき彼らの権利を獲得するなかで、自分たちにも同様の権利を要求するところから出発した。しかし、彼らの信奉した自由主義は、

そもそも二つにわけられた人間生活のうち「社会」という領域のみを対象とし、家長たる男性のみを個人として認めるものであった。⁽¹¹⁾彼女たちは、男性と同様の個人として「社会」への参入を求め、その領域においては、男性を示す言葉であった「man」を普遍的人間を意味するものへと変更するのに成功した。しかし彼女たちは、そもそも人間生活を「社会」と「家庭」とに分離する構造そのものは問わなかった。彼女たちは「領域の分離」そのものではなく「家庭」という領域に女性が閉じこめられていることに対して異議を唱えたのである。そして彼女たちはその構造を変えるのではなく、境界を越えるだけで満足した。そこではなぜ「家庭」と「社会」という分離があり、女性がなぜ「家庭」に結びつけられているのかについて深く考えられることはなかった。そして「家庭」||女性||「生命の生産」という構造は温存されることになった。人類全体の未来に関わる「生命の生産」は相変わらず個々の女性の個人的負担に委ねられたままだった。

境界を越えようとした女性たちの一方は、キャリアを追求するために人間の普遍性を主張し、「家庭」を切捨てることで「社会」における平等の獲得をめざした。そして平等の障害になるとして、女性に関する保護立法の撤廃を求めるようになった。⁽¹²⁾

他方、女性の「家庭」における特性を「社会」にも拡大しようとする主張は、ブーア戦争以来の帝国主義の風潮の中で、「人的資源」を重視する主張と重なっていく。未来の兵士を産み育てる「母性」は、国家的見地から、物を生産する男性と同様の重要性を与えられた。⁽¹³⁾女性には依然として個人的に「生命の生産」を担う責任を負っていたが、それに対して国家は、指導や援助によってその過程を管理し、その成果を刈り取る体制をかためていった。⁽¹⁴⁾母性の担う「生命の生産」が人類にとりどのような意味をもつのかを問わない母性の主張は、知らず知らずのうちに、母性を国家目的のための手段とする結果をうむことになった。⁽¹⁵⁾

女性の普遍性の主張から出発したNSWSの運動に対し、WSPUは女性の独自性を出発点としていた。エミリンは救貧委員をつとめることで、労働者女性を扱う法がいかに現実の女性の生活とかけ離れたものであるかを知ったのである。当時の救貧法は、貧しさゆえに女性も働かなければ生きられない労働者家族を対象としていたにもかかわらず、中流階級の規範であったリスペクタピリティが労働者家族にも要求され、それにより援助の適用が判断された。すなわち、女性は夫に従属し、家庭において子供の世話をするという像が労働者女性に対しても押し

つけられたのである。これは彼女たちの生活とは全くかけ離れた像であったが、そうした規範からはずれた人々にはみせしめともいえる措置がとられた。結婚をせずに子供を産んだ女性は、殆ど例外なく自分の家庭において援助をうけることができず、救貧院に送られ、みじめな仕事に従事させられた。また、何よりもまず経済的困難と格闘しなければならなかった貧しい母たちは、子供の世話が不十分であると非難された。そして子供たちは母から分離され、救貧院の学校に送られたが、そのうちの一人だけは、女性が母たる役割を忘れることのないように、母の扶養の下に残されたのである。⁽¹⁶⁾このように労働者の母や子供たちが中流階級の男性の作った規範により不当な扱いを受けて苦しんでいるのを見て、エミリンは法の不条理を強く感じた。

一八九八年に夫が死去すると、エミリンの手元には育ち盛りの四人の子供と多額の借金が残った。これ以後バンクハースト一家は常に経済的困窮にさらされることになった。⁽¹⁷⁾エミリンは戸籍登録官の職を得て、当面の生活をのりきるが、夫の亡き後の人々の対応は決して生前と同様のもではありえなかつただろう。⁽¹⁸⁾そうしたエミリンにWSPUを設立させるきつかけとなつたのは、それまで共に活動してきた夫の名にちなんだクラブをI L Pが開設したにも拘わらず、彼女が女性であるがゆえ

にメンバーとなることを拒否された事件であった。彼女は女性であるがゆえの不当な扱いを自分に対してもはつきりとつきつけられたのである。労働者と女性という二重の抑圧の中で女性の抑圧を扱おうとする意図は、この時以来純化の一路をたどる。こうして設立されたWSPUは、社会における「二重の規範」の拒否を行動において実践していく。彼女たちは男性と同様やじを飛ばし、石を投げて、自分たちの意思を表明しようとした。又、選挙法改正をめぐる男性の運動やアイルランド自治を求め運動との比較がしばしばなされ、彼らと同様の扱いを要求した。⁽¹⁹⁾更に彼女たちは、自分たちの行動をしばしば「男らしさ」を表現する言葉により評価している。⁽²⁰⁾

こうして「社会」においては権利だけではなく、行動についても平等を主張したWSPUの女性たちは「社会」における労働者という役割だけでなく、「家庭」における母という役割をも担っていたために、その二重の役割から生ずる女性をめぐる問題に気づいていた。すなわち、女性が「物の生産」と「生命の生産」の両者に携わる際、「生命の生産」が女性個々人の責任にまかされている限り、「社会」における平等の達成にもかわらず、女性は常に二重の負担を負うことになる。それだけではなく、「生命の生産」が「社会」において評価されないことから、

建前として平等であるべきのはずの社会的活動においても、それが女性に対して差別の理由づけとして使われるという問題である。エミリンはこれに対し、それまで無視され、また社会における女性に対する抑圧の原因となつてきた「生命」の問題を「生命の価値」として主張した。これは、人類の生活を「社会」と「家庭」にわけ、「家庭」という領域に女性を縛り、「生命の生産」を担わせた上で、まさにそのことゆえに「社会」という領域で女性を不利な立場に置くことに対するアンチ・テーゼであつた。彼女はそれまで「家庭」という影の領域で個々の女性により営まれてきた「生命の生産」そのものの価値を社会にむかつて主張し、社会にむかつて開こうとした。そして、「家庭」
 Ⅱ女性Ⅱ「生命の生産」という構図に対し、家事の協同化、平等、生命の生産の価値を対置した⁽²¹⁾。

人類全体に関わるにもかかわらず個人化され、女性に対する抑圧のもととなつていた母性を「生命」という価値により位置づけ、その行為を「類」としての人間社会の生活サイクルに組みこむ可能性をもつた彼女たちの思想は、それまでの社会構造を変革する可能性を含んでいた。しかし、それを扱うには社会も彼女たち自身も未熟であつた。彼女たちのテロは社会の急所をとらえておらず、その主張は理解されないまま宗教的色彩を

帯びることになつた。そして、そこに含まれていたヒューマニズムは、国家間の争いである第一次大戦の勃発により、国家の枠組の中に吸収されてしまつた。参政権は彼女たちが否定した「二重の規範」にもとづき認められ、彼女たちの気づいた問題は、現代においても未解決のまま残されたのである⁽²²⁾。

(1) Ensor, op. cit., pp. 304—305.

(2) *Ibidi.*, pp. 337—338.

(3) E.Pankhurst, op. cit., pp. 119.

(4) 彼女たちの行為を議員たちは、不法であり非イギリス的であるだけでなく、女性らしくないと感じた。その信条には共感しつつ、彼らは女性が攻撃者としてふるまうのを好まなかつた。それは彼らの持つていた女性という概念を形づくつたヴィクトリア朝の教えに反したからである。Hume, op. cit., pp. 52.

(5) 具体的には一九一六年の国会議員の任期切れに際し、任期延長と選挙資格登録凍結の立法がなされたが、その中から徴兵により占有要件を失つた人の資格をどう扱うかという問題がうかがひがあつた。そして、女性参政権を含む選挙制度全体に関わる問題提起がなされていった。

八月に戦前の議会勢力に比例したメンバーにより構成された代表協議会 (the representative conference) が設立され、選挙法改正問題の審議にあたった。この審議中に女性参政権支持のロイド・ジョージが首相となり、協議会におけるメンバーの交代により賛成者がふえたこともあって一九一七年に出された報告書は、女性についても一定年齢以上で地方自治体の選挙権を持つ独身女性と、同様の要件を有する男性の妻に選挙権を与えるよう提案していた。年齢制限の意図は、女性の有権者を圧倒的多数にしないところにあった。こうして一九一八年二月に新しい選挙法は成立したが、そこでの女性の資格要件は次のようなものであった。一般的要件としては、三〇歳以上で年価値五ポンド以上の土地又は家屋を有する選挙区内において占有する女性、又は地方自治体の選挙権を有する男性の妻である女性。また大学選挙区の要件は、三〇歳以上の学士又はそれと同等の資格を持つ女性。そして地方自治体の選挙権は二一歳以上の女性に、男性と同じ要件で与えられた。初めての登録において女性の有権者数は八四七万九一五六人だったのに対し、男性は一、二九一、三三六、六六人であった。一九一八年の総選挙で女

性の候補者に投票した女性は五万七千人余りであった。
Rosen, op. cit., pp. 266.

(9) Martin Pugh, *Electoral Reform in War and Peace 1906-18*, (London, 1978), pp. 144-145; Hume, op. cit., pp. 225.

(7) ミルの女性論が含むこうした論理に対する批判として
Susan M. Okin, *Women in Western Political Thought*, (Princeton, 1979), Part IV. Mill, pp. 230.

(8) Jane Lewis, op. cit., pp. 88.

(9) たとえばフォーセットの一九九四年の演説。Ibid., pp. 95.

(10) Ibid., pp. 91. ルイスは博愛主義の運動をその典型として述べている。更に地方行政職への参加もこの延長と考
えられた。Ibid., pp. 92-97.

(11) Teresa Brennan and Carole Pateman, "Mere Auxiliaries to The Commonwealth": Women and The Origins of Liberalism", in *Political Studies*, Vol. 27, (Oxford, 1979).

(12) Lewis, op. cit., pp. 91.

(13) 帝国主義と母性との関係については Davin, op. cit.,

に詳しい。

- (14) 母親学級によつて母性を鼓舞すると共に質のよい人間を育てるための母親の教育が行なわれた。これは中流以上の女性のキャリアー志向に歯止めをかけると共に、労働者女性の質を向上させようとするものである。また子供に対しては、必要な子には学校給食を供与したり、学校での検診が義務づけられるなどの制度が導入された。これも質のよい兵士を育てるためであつた。Ibid., pp. 12, 14, 24-27.

- (15) NUWSSの主張の変化の中で、フォーセットは一貫して個人主義の立場を貫き、家庭への国家の介入を拒否した。彼女は一八七〇年に教育の無償化に対し、両親の責任を減少するものだとして反対した。また第一次大戦後には、家族生活を破壊するとの理由から家族手当に反対し、NUWSSの後身の組織 (the National Union of Societies for Equal Citizenship) を脱退している。O. Banks, op. cit., pp. 79.

- (16) 詳しくは、Thane, op. cit., 参照。
- (17) WSPUの活動により収入を得るようになったエミリンとクリスタベルは生活に困窮することはなくなるが、

- 当時画学生であつたシルビアとその弟は経済的困難の影響をもろにうけた。その苦しい生活の中でシルビアは、女性だけの問題を扱うWSPUよりも社会主義の運動にひかれるようになったと思われる。彼女は父の死にもひとり立合い、父を理想として描いていた。これに対しクリスタベルと母の親密な関係も彼女をWSPUから距離をおかせる遠因だったかもしれない。彼女の著書には各所にそうした微妙な確執を感じさせる部分がある。S. Pankhurst, op. cit.

- (18) シルビアは葬式の行列の中から人々が「未亡人と父なし子よ」と、ささやく声が届いたと書いている。Ibid., pp. 152.

- (19) 当時アイルランド情勢が緊迫し、自治派反対派相方にテロの動きがあつたが、WSPUのテロに対する激しい弾圧と対照的に、男性たちのテロリズムは野放しにされていると彼女たちは感じており、エミリンはこれを激しく糾弾した。E. Pankhurst, pp. 266-268.

- (20) クリスタベルはチャールを襲った女性の行動を「騎士道精神 (Chivalry)」という言葉で評価しているし、エミリンは警官との乱闘で負傷した女性を評して「軍人魂

(warrior spirit) と言っている。Rosen, op. cit., pp. 126, 227.

(21) 先に紹介した「女性党」の政策参照。

(22) ここで WSPU の思想を分析するに際しては、ペイトマン (Carole Pateman) が「政治的なるもの (the political)」にこころを論じた「Sublimation and Retication in Locke, Wolin and the Liberal Democratic Conception of the Political」 in *Politics and Society*, (n. p., 1975) から大きな示唆をうけた。彼女は共同体に共通なものとしての「政治的なるもの (the political)」という概念が自由主義理論 (特にロックを代表とする) の発達により「社会」という領域にとつて代わられ、失われてしまったとするウォーリン (S. Wolin) の議論 (*Politics and Vision*) に対し、ロックの理論における問題点を次のように述べる。すなわち彼は自然状態において各人が有していた政治的権利を真に共通のものとするために放棄し、それにかわる市民権 (citizenship) によって政治的地位や保護の平等を保障したにもかかわらず、そのことが政治的領域と社会的領域を分け、政治的領域を各人にとり遠い存在にしてしまう結果をうんだ。そして、かえつ

て私的な利益が政治的領域に反映することになったのである。彼女はそうしたロックの功績と問題点を指摘した上で、虚構となつてしまった市民権が現実的表現方法をもつためには、自由民主主義及び自由民主主義国家を越える視点が必要であると主張する。そして、ルソーを引用し、「参加民主主義 (participatory democracy)」すなわち参加による協議会の層としての政治的共同体の構想を提示している。ここでは人々は政治的自然権を新しい政治的共同体の市民としての自分自身に対して放棄し、市民として集団的に政治決定の権利を保持し、自身の政治生活を創造する。こうした参加により、対立していた政治的領域と私的領域は弁証法的相互運関をもつのである。

参加による社会活動の統合を述べた後でペイトマンは、女性解放運動のスローガンである「個人的なるものは政治的である。(the personal is the political)」を批判する。本稿では人間生活を「社会」と「家庭」という領域にわけて、その問題点を論じたが、ペイトマンは、それを「政治的 (political)」領域と「私的 (private)」領域 (ここには本稿でいう「社会」の一部と「家庭」が

含まれるだろう」とにわけて議論を展開している。そして参加による両領域の関連を主張した。彼女は「個人的なるもの (the personal)」を「私的」領域と同義に理解し、そのスローガンは政治的及び私的領域の同化をめざすだけで、敵の鏡像を写しているにすぎないと批判する。彼女は二つの領域の範囲やそれを支配する原則は異なるべきであるとしつつ、両者の弁証法的相互関連をめざすのである。

筆者はこのスローガンが女性にとつて意味をもつとすれば、それは人間生活全体を「社会」と「家庭」という二つの領域にわけ、「家庭」において女性により個人的に担われてきた役割を、類としての人間に共通なものとして主張することにあると理解する。(その言葉の解釈については、C.Kramarae & P.A. Treichler (ed.), *A Feminist Dictionary*, Boston, 1985, "the Personal is the political" の項参照。) その視点からみるとペイトマンの論は、本稿で批判した自由主義の限界と同様、女性に固有の問題のものである「家庭」という領域を扱わない弱点をもっているといえるだろう。そこにおいて個人的に担われてきた「生命の生産」は、共同体の存続において

最も基本的な事項であり、共同体において最も「政治的なるもの」であるべき問題であろう。「家庭」の担っていた「生命の生産」を共同体の中に位置づけようとする WSPU の議論は、こうして現在でも未解決の女性をめぐる根本問題に対する一つの解答であったと言えるよう。ペイトマンはこの問題を扱うことはなかったが、彼女の示した参加による自主管理協議会の層としての参加民主主義社会は、「家庭」において個人的に担われていた「生命の生産」を人類全体に関わるものとして見直すとき、重要な意味をもつだろうと思われる。ここで注意すべきは、彼女も言うように、近代的「国家」や自由民主主義理論における「代表」という概念の呪縛からの解放であろう。それにより類としての人間集団である共同体において、各個人の意思を反映させながら、未来の市民を育てることが可能となるのである。

(完)

Women's Rights Movement in Britain (II)

Toshiko NAKAMURA*

Introduction

- Chapter I Social transition and the changing role of women
- Chapter II Two streams of women's rights movement
 - 1 Movement for spinsters' rights
 - 2 Movement for married women's rights
- Chapter III The idea and the leaders of the movement
- Chapter IV J.S. Mill and "The Subjection of Women" (Vol.38, No.2)
- Chapter V The National Union of Women's Suffrage Societies
- Chapter VI The Women's Social and Political Union
- Chapter VII Conclusion (this issue)

In chapter V and VI, I look back the history of the movement of two main organizations for women's suffrage.

After that, I examine the structure of British women's movement from the beginning of Victorian era to the end of the World War I, and point out the problems left for us.

*Doctoral Student, Hokkaido University.